

分担金・拠出金の名称	透明性向上のためのキャパシティビルディング・イニシアティブ信託基金(CBIT)拠出金		平成28年度 予算額		総合 評価	
拠出先の国際機関名	地球環境ファシリティ(Global Environment Facility: GEF)					
国際機関の概要	(1)1989年9月の世銀・IMF合同開発委員会において、地球環境の保全又は改善のための基金創設が提案されたことを受け、世銀理事会の決定に基づいたパイロットフェーズ(1991年から3年間)を経て、1994年から正式に開始。2016年4月現在、日本を含む183か国が参加。 (2) GEFは、「国連気候変動枠組条約」、「生物多様性条約」、「国連砂漠化対処条約」、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」、及び「水銀に関する水俣条約」の5条約の資金メカニズムに指定。世銀、UNDP、UNEP等の国際機関がGEFの資金を活用してプロジェクトを実施する。					
評価基準			達成状況			
1. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)			(1)本件信託基金は、国連気候変動枠組条約第21回締約国会合(COP21)で採択されたパリ協定(第13条)で規定されている、気候変動に対する「行動及び支援に関する強化された透明性の枠組み」の実効性の確保を目的に、COP21決定により、GEFに設立及び運営に係る支援のアレンジを要請したもの。 (2)パリ協定の速やかな、かつ、成功裏の実施確保については、G7伊勢志摩首脳宣言でもG7の決意が再確認されており、議長国である我が国を含むG7による本件信託基金への拠出は、パリ協定の着実な実施に向けて率先して取り組んでいることを示すことになり、国際社会へのメッセージとしても有効。			
2. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献			GEFは、COP21に先立ち、途上国に対し、約束草案の策定、国別報告書、隔年更新報告書の作成支援等を実施しており、これらにより培われた知見の活用が期待できる。			
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント						
4. 当該機関等における邦人職員の状況						
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保			本拠出金のPDCAサイクルは以下のとおり。 (1)計画段階(Plan): GEF評議会によるプログラムの制度・枠組み等決定 (2)実施段階(Do): 我が国及び他国による拠出、GEF評議会による案件審査・承認、案件への拠出、実施機関による案件実施 (3)評価段階(Check): GEFが定める案件評価指標に基づく個別案件及びCBIT全体の評価、GEF評議会における検証 (4)フォローアップ(Act): GEF評議会における要改善事項・改善策等の検討、事務局への改善指示			
担当課・室名		国際協力局気候変動課				